



# 令和3年度赤い羽根共同募金 助成申請書作成の手引き



社会福祉法人 千葉県共同募金会



## はじめに

赤い羽根共同募金の助成申請をご検討いただきありがとうございます。

共同募金は地域の身近な福祉活動を資金面から支え、千葉県で寄せられた募金は、県内で福祉課題の解決に向け取り組む団体の活動を支援します。

募金の趣旨をご理解いただき、福祉活動にお役立てください。

## 赤い羽根共同募金について



### 赤い羽根共同募金とは

1947年（昭和22年）に住民が主体の取り組みとして始まり、時代とともに変化する地域の福祉活動を資金支援してきました。運動開始から70年以上が経過しても「じぶんの町を良くするしくみ。」をテーマに、全国で年間約7万件にわたる各地の住民ボランティアや地域福祉活動（高齢者、障害者、子ども、災害時支援など）を応援しています。

また、災害支援にも活用され、令和元年の台風、大雨の被災地復旧や東日本大震災で被災された方の支援にも役立てられています。

### 助成は募金の翌年度

共同募金は「計画募金」です。募金をいただいてから助成事業を決めるのではなく、募金運動開始前に福祉団体・施設の皆さまから助成のご要望を受けます。今回の申請をもとに、寄付者の方々に理解と共感を得られる助成計画を立て、募金目標額を定めます。そのため、共同募金助成は募金の翌年度事業となっています。（緊急性の高い事業には当年度助成もあります。）

### 募金は大切な浄財です

赤い羽根共同募金は、募金ボランティアや県民の皆さまからのご寄付に支えられています。

助成を受けられた団体や施設を利用される方々をはじめ、寄付者の皆さまに共同募金の「つかいみち」がしっかりと伝わるよう、助成決定後は、「ありがとうメッセージ」や写真の提供、赤い羽根マークの明示などの広報活動にご協力をお願いします。

## ご応募・お問合せ

助成申請書は当会ホームページからダウンロードしてください。

社会福祉法人 千葉県共同募金会HP <https://www.akaihane-chiba.jp/>

申請書受付期間 令和3年4月 1日(木) ~ 5月14日(金) 必着  
ヒアリング 令和3年5月17日(月) ~ 6月18日(金)

(詳細は7ページ「申請方法」を参照)

社会福祉法人 千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2階

TEL: 043-245-1721 FAX: 043-242-3338

メール: c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

## 赤い羽根共同募金広域助成 助成対象チェックシート

※1 つでも×がつく場合は、赤い羽根共同募金広域助成申請の対象となりませんが、  
アドバイスできることや他助成事業の対象となる場合がありますのでご相談ください。

### 【団体について】

チェック項目	○	×
非営利の社会福祉活動を行っている		
社会福祉法人、更生保護法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、非営利の任意団体のいずれかに該当する		
国または地方公共団体が運営している団体ではない		
宗教活動、政治活動を目的とする団体、反社会的勢力との関係はない		

### 【応募要件について】

法人・団体の定款や会則などの規則を定めている		
活動計画・報告、予算・決算の書類を作成している		
法人・団体設立後（事業開始後）1年以上経過している		
〔施設〕開所後1年以上経過している		
〔施設〕指定管理者制度に指名されていない		

### 【申請事業について】

国または地方公共団体から委託された事業ではない		
補助金、他助成金を受けていない		
申請事業の利用者は2市町村以上に在住している (千葉市は千葉市内のみの利用者可)		
〔整備費助成〕当年度助成 平成30年度～令和2年度に赤い羽根共同募金広域助成を受けていない 翌年度助成 令和元年度～令和3年度に赤い羽根共同募金広域助成を受けていない ※事業費は毎年申請が可能です。		
職員が主に使用する備品整備(パソコン等の事務機器)ではない		
申請は1施設(事業所)である		

# 共同募金広域助成助成申請について

## 1 趣旨

地域課題解決に取り組む社会福祉団体・施設への助成の他、新たなニーズ、従来からの取り組みを支援することにより千葉県内の地域福祉推進を図ります。

## 2 助成方針

令和3年度に実施する赤い羽根共同募金から、社会福祉および更生保護事業に係る備品、車両の整備や修繕、増改築等の整備費、福祉活動の事業費を助成します。

＜助成対象団体＞

- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人
- ・特定非営利活動法人
- ・その他の社会福祉を目的とする非営利団体

## 3 助成対象事業

### (1) 整備費助成

県域、広域（複数市町村）、政令指定都市における社会福祉を目的とする事業。

団体種別	施設種別	助成率	助成上限額
社会福祉法人	介護保険法に基づく施設	最大 50%	200 万円
財団法人・社団法人	その他	最大 75%	
NPO法人・任意団体	すべての施設・事業所	最大 90%	200 万円

#### 【助成例】

- ・備品購入、車両（マイクロバス可）購入、修繕、改修、新築、増改築等。

#### 整備費助成対象施設

生活保護施設	救護施設
老人福祉施設	養護老人ホーム（一般） 特別養護老人ホーム 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス） 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型老人共同生活援助事業
障害者総合支援法に基づく施設	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 自立生活援助 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム
障害者グループホーム	共同生活援助 障害者生活ホーム 精神障害者ふれあいホーム（精神障害者生活ホーム）
精神障害者社会復帰施設	精神障害者共同作業所

児童発達支援事業所	児童発達支援事業所 居宅型児童発達支援事業所
児童福祉施設	放課後等デイサービス事業所 福祉型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童養護施設 自立援助ホーム 乳児院 母子生活支援施設
婦人保護施設	婦人保護施設
更生保護施設	更生保護施設

<対象外施設>

- ① 県立、市町村立、指定管理者制度導入施設
- ② 開所後、1年未満の施設及び事業所

(2) **事業費助成**

県域、複数市町村（利用者が2市町村以上に在住）、または政令指定都市における社会福祉を目的とする事業。

団体種別	対象事業	助成率	助成上限額
社会福祉法人・更生保護法人 財団法人・社団法人	地域福祉、更生保護を必要とする支援、新しいニーズに対応する福祉活動の事業費	最大 75%	なし
NPO法人・任意団体		最大 90%	1団体 100万円

【助成例】

- ・ 地域から孤立をなくすための活動（サロン、福祉パトロール、引きこもり支援など）
- ・ 子どもの生活と子育て支援のための活動（虐待防止、学習支援、こども食堂、いじめ防止、不登校児支援など）
- ・ 障害者の就労や地域生活を支えるための活動（就労作業、訓練、日常生活支援ボランティア障害者を対象とした各種大会など）
- ・ 高齢者の地域生活をささえるための活動（見守り活動、交流会の仲間づくり、送迎・配食サービス、介護、認知症の予防・支援など）
- ・ 災害対策のための活動
- ・ 更生保護を目的とした活動  
など

<対象外事業>

- ① 申請事業に対し補助金、助成金、その他公的な助成を受けている（予定を含む）事業
- ② 団体の運営費

(3) **即応型助成**

災害復旧等緊急を要する事業。助成率・助成上限額は、整備費・事業費に準じます。  
(受付・助成期間：通年)

(4) **テーマ選択助成**

下記テーマの活動に必要な事業費

テーマ選択募金の全額を助成し、助成率・助成上限額は事業費助成に準じます。

- ①被災者支援及び防災・減災のための事業
- ②子育て、子どもに対する支援
- ③孤立防止、虐待防止、自殺防止
- ④生活困窮者支援
- ⑤高齢者、障害者支援
- ⑥その他、福祉課題を解決するための活動

#### 4 助成年度、申請・助成スケジュール

(1) 助成年度

原則、**翌年度助成**です。当年度助成は緊急性・必要性の高い事業に限ります。

車両・備品の**経年劣化、老朽化等による故障は翌年度助成**です。

(2) 申請・助成スケジュール

[翌年度助成]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和3年度	申請受付(書類提出) 〔4月上旬～5月中旬〕		ヒアリング	※1 助成内定・ 否決通知 〔下旬〕		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	募金運動開始 10月1日～ 翌3月31日					※2 助成決定通知 〔下旬〕
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和4年度	事業実施 整備費助成〔4月～10月下旬〕			事業費助成〔4月～2月下旬〕		
	事業報告 整備費助成〔事業完了後～10月下旬〕			事業費助成〔事業完了後～3月上旬〕		
	助成金交付 〔報告後随時〕					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	整備費助成 事業報告締切 〔下旬〕					事業費助成 事業報告締切 〔月上旬〕

※1 令和4年度の助成内定の可否を通知（この時点では助成額含め確定ではありません）

※2 当会からの助成及び助成額が決定します（この通知を以て事業を実施していただきます）

[当年度助成]

申請受付・ヒアリング 上記カレンダーと同様

助成決定 令和3年12月下旬

事業実施 助成決定後～令和4年2月

事業報告 事業完了後～令和4年3月上旬

助成金交付 事業報告書提出後2週間程度

## 5 提出書類

申請する内容により、次の書類をご提出ください。

【事業費助成】 A+B+D

【整備費助成】 A+C+D

### A【法人に関する書類】（共通）

		書類名
1	様式1号	＜当年度助成＞令和3年度共同募金助成申請書
	①-1	＜翌年度助成＞令和4年度共同募金助成申請書
	①-2	法人（団体）概要（※）
2		令和2年度事業報告、決算書、（※） ＜社会福祉法人＞社会福祉充実残額のわかるもの 社会福祉充実残額算定シート、現況報告書等 （社会福祉充実残額を有する法人）社会福祉充実計画
3		令和3年度事業計画、予算書
4		定款または会則
5		役員名簿（職名、氏名、職業のわかるもの）
6		＜施設単体での申請のみ＞ 申請施設の事業認可書または事業所指定通知書等の写し（最新のもの）

※申請時点で令和2年度決算の承認が取れていない団体は、令和元年度の決算書を提出。

令和2年度決算承認後、決算書を提出し差し替え。

### B【事業費助成】

1	②	事業計画書（事業費）1事業につき1枚提出
---	---	----------------------

### C【整備費助成】 該当の様式を提出

1	③-1	＜備品購入・工事繕等＞事業計画書（整備費《車両以外》）
	③-2	＜車両＞事業計画書（整備費《車両》）
	③-3	現況写真 （改修、修繕、備品・車両の故障による整備は写真添付（別紙可））

### D【助成対象別提出書類】 該当の書類を提出（共通）

		書類名
事業費		見積書（写し可）印刷製本、旅費、会場設営等業者で実施する場合、2社以上
整備費（工事等）		見積書（写し可）2社以上。設計図等完了後のイメージのわかるもの。修繕、改修、故障等は現況写真。 固定資産台帳（申請物品の所有がある場合、記載箇所）
整備費（備品整備、車両購入）		カタログ等（該当部分）、見積書（写し可）2社以上。 故障等は現況写真。 固定資産台帳（申請物品の所有がある場合、記載箇所）

## 6 注意事項

- ①助成決定以前に実施した事業、購入・着工した事業は助成対象となりません。
- ②助成金は精算払い（後払い）、事業完了後の送金です。
- ③複数の施設を運営する法人の申請は1施設に限ります。
- ④当年度助成と翌年度助成の重複、事業費と整備費の重複はできません。
- ⑤他の補助金、助成金を受ける事業は助成対象外です。

## 7 共同募金への協力

助成を受けた法人・団体の皆さまは、募金箱の設置、募金つき自販機の設置、ポスター掲示、チラシ配布等の募金運動にご協力ください。



令和2年度ポスター



赤い羽根募金つき自販機

## 8 申請方法

**書類受付期間：令和3年4月1日（木）～5月14日（金）必着**

申請書類は受付期間内に当会へ到着するように郵送または持参してください。

ヒアリング：令和3年5月17日（月）～6月18日（金）

日時は書類到着後、当会より連絡の上、調整します。

オンライン(zoom)又は対面(当会事務局)にて30分程度、

申請事業内容や財務状況等確認を行います。

### 【お問合せ・書類送付先】

社会福祉法人 千葉県共同募金会 担当：宮澤（みやざわ）、渋沢（しぶさわ）

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2階

TEL：043-245-1721 FAX：043-242-3338

メール：c-kyoubo@akaihane-chiba.jp